

紀美野町第 1 回定例会会議録

令和 4 年 3 月 9 日（水曜日）

○議事日程（第 3 号）

令和 4 年 3 月 9 日（水） 午前 9 時 0 0 分開議

- 第 1 議案第 2 号 紀美野町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
 - 第 2 議案第 3 号 紀美野町地区集会所条例の一部を改正する条例について
 - 第 3 議案第 4 号 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について
 - 第 4 議案第 5 号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について
 - 第 5 議案第 6 号 紀美野町消防手数料条例の一部を改正する条例について
 - 第 6 議案第 7 号 紀美野町ふるさとまちづくり応援寄附条例の一部を改正する条例について
 - 第 7 議案第 8 号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 - 第 8 議案第 9 号 紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 第 9 議案第 10 号 紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
 - 第 10 議案第 11 号 紀美野町上神野公園広場条例を廃止する条例について
 - 第 11 議案第 12 号 辺地総合整備計画の変更について
 - 第 12 議案第 13 号 紀美野町道路線の変更について
 - 第 13 議案第 14 号 監査委員の選任の同意について
 - 第 14 議案第 15 号 固定資産評価員の選任の同意について
 - 第 15 議案第 16 号 教育委員会委員の任命の同意について
 - 第 16 議案第 33 号 物品購入計画の締結について
 - 第 17 選挙第 1 号 選挙管理委員の選挙について
 - 第 18 選挙第 2 号 選挙管理委員補充員の選挙について
-

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 18 まで

○議員定数 12 名

○出席議員

議席番号	氏名
1 番	桐山尚己君
2 番	廣瀬隆一君
3 番	藤井基彰君
4 番	上柏皖亮君
5 番	七良裕光君
6 番	田代哲郎君
8 番	北道勝彦君
9 番	向井中洋二君
10 番	美野勝男君
11 番	美濃良和君
12 番	伊都堅仁君

○欠席議員

なし

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	小川裕康君
副町長	細峪康則君
教育長	東中啓吉君
消防長	家本宏君
総務課長	坂詳吾君
企画管財課長	中前貴康君
住民課長	東浦功三君
税務課長	坂昌美君

保健福祉課長 森 谷 善 彦 君
産 業 課 長 吉 見 將 人 君
建 設 課 長 米 田 和 弘 君
教 育 次 長 曲 里 充 司 君
会 計 管 理 者 太 田 具 文 君
水 道 課 長 長 生 正 信 君
まちづくり課長 湯 上 増 巳 君
美里支所長（湯 上 増 巳）君
代表監査委員 菊 本 邦 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 井戸向 朋 紀 君
事 務 局 書 記 西 本 貴 哉 君

開 議

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

（午前 9時00分）

これから、本日の会議を開きます。

それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第2号 紀美野町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、議案第2号、紀美野町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） おはようございます。この支所、出張所の設置条例でございますけれども、小川出張所、それから志賀野出張所がなくなると、こういうことであります。だんだんと人口も減ってきたり、そういうようなことがあったりしてることで、よってこういうふうなこと起こってくるんじゃないかというふうに思いますけれども、地域の方々との合意というんですか、そういうことについてはどのようにされてきているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

（総務課長 坂 詳吾君 登壇）

○総務課長（坂 詳吾君） 皆さん、おはようございます。それでは、美濃良和議員の御質疑にお答えをいたします。

議案書では1ページでございます。議案第2号の紀美野町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回、小川出張所及び志賀野出張所につきましては、利用者がほとんどいない状況となっております、今回、令和4年3月末日をもって廃止するということとなったものでございます。

地区の方々へのお話といたしますか、区長様にはお話をさせていただいてございます。
そういうことで、決定しましたらまた広報等でお知らせをしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

(総務課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） だんだんと人口が減ってくる、または高齢者の方々が自分で歩いてというふうなことでも行きにくい、いろんなことがあって利用者が減ってきていると。そういうふうなことであるのか分かりませんが、だんだんとやはり減っていくということで利用者も減っていく、そういうふうになってきて、この町の施設も減っていくということについてはやっぱり寂しいということもあれば、さらにまたその地域についても影響が出てくるということ考えられます。その辺についてはどのように対応されておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 美濃良和議員の再質疑にお答えをいたします。

志賀野出張所につきましては、廃止をした後、志賀野コミュニティセンターということで地域の方々に御利用いただくということを考えてございます。小川出張所につきましては、建物の老朽化もございますので、状況を見て普通財産として管理をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それぞれ施設には人を置くということになるんですか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 美濃良和議員の再々質疑にお答えいたします。

現在のところ、志賀野出張所につきましては町のほうで管理をしていくと。小川出張所についても普通財産ですので、管理人とかそういう方々は、今のところは置くということにはなりませんので、御了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第２号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

１１番、美濃良和君。

（１１番 美濃良和君 登壇）

○１１番（美濃良和君）　　このことについて、町長もこんなことをしたくないのが本音であるというふうに思います。やはりだんだんと地域がこのように小さくなっていくというふうなことになるって、また施設もこういうふうにはだんだんとなくなっていくということについては、やはりこの地域に対する影響も出てくるというふうに考えます。そういうふうなことで、この２施設の廃止ですね、なくすことについて反対いたします。

（１１番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　ほかに反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで討論を終わります。

これから議案第２号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（伊都堅仁君）　　起立多数です。

したがって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２　議案第３号　紀美野町地区集会所条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君）　　日程第２、議案第３号、紀美野町地区集会所条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第3号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第4号 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

○議長(伊都堅仁君) 日程第3、議案第4号、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、七良浴 光君。

(5番 七良浴 光君 登壇)

○5番(七良浴 光君) この非常勤の報酬及び費用弁償の条例の一部改正の中で新たにC I O補佐官という名称で設置するという内容になっておりますが、このC I O補佐官の資格要件等々について御説明を願いたいと思います。

(5番 七良浴 光君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 総務課長、坂君。

(総務課長 坂 詳吾君 登壇)

○総務課長(坂 詳吾君) それでは、七良浴議員の御質疑にお答えをいたします。

議案書の10ページでございます。議案第4号、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例ということで、今回C I O補佐官の追加ということで上程させていただいたものでございます。

C I O補佐官というのは、I Tに関する専門的とか技術的な知見に基づいて積極的に助言及び支援を行うという立場の方でございます。資格要件というのは特にございませ

ん。

以上でございます。

(総務課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 5 番、七良浴 光君。

○5 番 (七良浴 光君) 今、総務課長さんから特に資格要件等はない、デジタル技術の専門的な知識のある方ということでありましたが、具体的にやはり一定の基準を示していかないと、せっかくこういうＣＩＯ補佐官を設置するのでありますので、何らかの基準というものはあるのではないかと、このように思いますがいかがですか。

○議長 (伊都堅仁君) 総務課長、坂君。

○総務課長 (坂 詳吾君) 七良浴議員の再質疑にお答えをいたします。

基準、特に規定というものはないんですけども、やはり先ほど言いましたようにＤＸということで、ＩＴに関する専門知識とかそういったものを持った方を補佐官ということをお願いしたいというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 (伊都堅仁君) 5 番、七良浴 光君。

○5 番 (七良浴 光君) やはりＤＸということでＩＴ云々がよく分かるんですが、それぞれ専門的な知識を持った方でもレベルがあると思うんです。だからどういうレベルまでの人を考えておられるのか、そういう補佐官を設置するということは推進本部の職員さんの指導、そういったものも含めて行われるんじゃないかと思っておりますので、そんなにレベルの低い方を登用すると職員の知識向上にもつながらないのではないかと思いますので質疑をしているので、その点も含めて答弁願いたいと思います。

○議長 (伊都堅仁君) 町長、小川君。

○町長 (小川裕康君) 七良浴議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

この議会でＤＸについて推進していくということで、それは町の体制であるんですけど、大変大変大事なことであるということと、なかなかデジタルトランスフォーメーションということで職員もまだまだ精通できていないというのが実情であるんですけども、この補佐官についてはデジタル技術に精通しているということも必要ですけども、その先にあるデジタルを活用してどこがどうなっていくんかであるとか、どんだけ行政改革なりいろんなことが改革できるんかという、そういったことが最大の目的でありますので、そういったことに精通、知識を持っている方でなければいけないということで、

今予定しているところでは和歌山大学の教授にちょっと打診をしているところであり
ます。その方は県のデジタル関係のほうの委員もされているということで、大変詳しい方
で、我々もいろんな意味で指導をしてくれると、そういうことを考えて進めているところ
でありますので、どうかよろしくをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

1 番、桐山尚己君。

（1 番 桐山尚己君 登壇）

○1 番（桐山尚己君） ただいまの七良浴議員の質疑に関する町長の御答弁で、和
歌山大学の教授を今想定されていると、考えてらっしゃるということでしたけど、実際
にそういう形で決まるのかどうかということは別として、そういう精通された方に来て
いただいて、いろいろ助言していただくということは非常に重要なことだと思うのでぜ
ひやっていただきたいというふうに思っておるんですが、この条例改正後のところす
ね、ＣＩＯ補佐官で報酬の額として年額４８万円と、月額にすると４万円程度になるわ
けですけれども、この勤務形態ですね、これはどんな形になるのか。もちろん常勤では
ないというのは分かるんですけれども、どういった形で勤務していただくのかというこ
とについて教えていただけますか。

（1 番 桐山尚己君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

（総務課長 坂 詳吾君 登壇）

○総務課長（坂 詳吾君） それでは、桐山議員の御質疑にお答えをいたします。

このＣＩＯ補佐官の勤務形態でございます。１年間を通して、先ほど言いましたよう
に４８万円の報酬ということでございますけれども、勤務形態につきましては、月に大体
２回ぐらいを想定をしてございます。ただ、年で、通しでということでももちろん補佐は
していただくんですけれども、その都度その都度ということもありますが、想定としては
約月２回ぐらいを想定してございます。

以上でございます。

（総務課長 坂 詳吾君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） ありがとうございます。月に２回程度を想定されていると

いうことで、それぐらいではないかなというふうに私も思うんですが、ただ状況によって、時には月に2回以上、何回も来ていただくということもあり得ると思うんですが、そういったことも想定されてC I O補佐官という職に就いてやっていただく必要があると思うんですが、そういったところの条件というか、そういった辺りのすり合わせということもぜひしっかりとやっていただいた上で、納得していただいた上で来ていただくという形にする必要があるかと思うんですが、その点についてはいかがですか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 桐山議員の再質疑にお答えをいたします。

もちろん今後和歌山大学の方と交渉する中で、そういった部分も含めて必要に応じて対応していただきたいということを申し上げていきたいと思いますので、御了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 1点だけお聞きしたいと思います。このC I O補佐官という方の仕事の範囲ですけども、先ほどもDXというふうなことでありましたが、そういうところだけに、それもようDXは分かんのですけども、一般的な関係のところにもいろいろと助言とかそういうようなものもしてもらおうという、そういうことがあるのかどうかだけお聞きしたいと思います。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

（総務課長 坂 詳吾君 登壇）

○総務課長（坂 詳吾君） 美濃良和議員の御質疑にお答えをいたします。

この補佐官につきましては、一応といいますかDXに特化した方でございます。もちろんIT技術とか、先ほど言いましたような町の業務改善に関わる部分についての補佐をしていただくということで、そのほかの業務というのは特に考えてはございません。

以上でございます。

（総務課長 坂 詳吾君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第4号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第5号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について

○議長(伊都堅仁君) 日程第4、議案第5号、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

6番、田代哲郎君。

(6番 田代哲郎君 登壇)

○6番(田代哲郎君) おはようございます。紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

まず、当初の町長が一昨日、報告だったと思うんですが、ラスパイレス指数が幾分上がっているという話だったんですが、それでは、県下の市町村の中での給与水準の順位というのは上がったのかどうか、その辺について聞かせてください。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 総務課長、坂君。

(総務課長 坂 詳吾君 登壇)

○総務課長(坂 詳吾君) それでは、田代議員の御質疑にお答えをいたします。

給与水準につきましては、令和3年度の断定値としまして26位ということになってございます。令和2年度で28位だったので26位で2段階上がったということでござ

います。

以上でございます。

(総務課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 6 番、田代哲郎君。

○6 番（田代哲郎君） 28 位から 26 位に上がったということですけど、それでも県下市町村 30 あるはずですから下位のほうであることに間違いはないんですけど、そこをまた下げていくとね、かなりまた元のようになっていくんじゃないかと思うんですけど、その点についてはどう考えておられるのかお聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 田代議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

ラスパイというのは一つの目安であるということは十分承知しておりまして、93.4 ということで、昨年から 0.7 ポイント改善されました。ただ、順位はまだ 26 位であるというのはそのとおりであります。これで終わりということでは全くないので、これについては職員組合といろいろ協議を重ねながらラスパイレス指数の改善できていくような形での取組を今後続けていくと、そのとおりでございますので、今年は 93.4 でありますけども、令和 4 年になればもう少し改善できる見込みを持っております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 6 番、田代哲郎君。

○6 番（田代哲郎君） 引き上げていくために努力するということですけど、基本的には給料の引き下げよりも引き上げを考えたほうが妥当ではないかと思うんです。それはさておきとして、これに伴って、いわゆる一部事務組合の一部の職員、例えば、厚生病院であるとか、やすらぎ園もそうだと思うんですけど、そういう事務組合に勤務している職員の給与条例にもこれ影響するんですね。下げることになるでしょう。その辺についてはどう考えておられるのか答弁を求めます。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） お答えさせていただきます。今回上程させていただいて、今審議いただいているのは、紀美野町職員の給与条例の一部改正条例でございまして、紀美野町は管理町となっている組合は 3 組合ございます。3 組合についてはそれぞれの組合でまたいろいろ協議を進めていきたい、このようにお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第5号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 私は反対の立場からこの議案について申し上げたいと思います。

今、町長さんも答弁されたように3組合、厚生、やすらぎ、それから五色台と、これが今回の、さきの分では引き下げせずに来たわけでありますけど、ここも含めて今回改正となれば下がっていく。今回については1年分かけて100分の127.5になるんですか。そういうことでこの6月は若干上げて1年間でこんだけの分にするという、そういうことになってくるようでありますけれども、基本的にやっぱり減らすということになっていくというふうに思います。

何にしても、先ほど答弁のとおりこの紀美野町は26位ということで30分の26ですね、下のほうにあります。そういうことで、町長さんも今後上げていただくということでございますけれども、とりあえず今回の条例では引き下げ、そして当然これについては、任用職員もあれば、再任用もあれば、臨時ですね、昔の、その方々も下がっていくと、非常に少ない賃金、給料の、そういうふうな方々も含めて下がっていくということについては、やはり町長も本当はそんなことしたくないというふうに思うんですけれども、そういう人勧の関係からこうなっていくかというふうに思うんです。

何にしても議会がそれに対してそれを是とするかどうかどうするかということになってくると思います。そういうことで、やはり議会はいろんな点、まだ町長の気持ちも含めて考えるならば、この引き下げということについてはしていくべきでないというふうに思います。そういう点でこの条例案に反対いたします。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） ほかに反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長(伊都堅仁君) 起立多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第6号 紀美野町消防手数料条例の一部を改正する条例について

○議長(伊都堅仁君) 日程第5、議案第6号、紀美野町消防手数料条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第6号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第7号 紀美野町ふるさとまちづくり応援寄附条例の一部を改正する条例について

○議長(伊都堅仁君) 日程第6、議案第7号、紀美野町ふるさとまちづくり応援

寄附条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　これで質疑を終わります。

これから議案第7号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7　議案第8号　紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君）　日程第7、議案第8号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

6番、田代哲郎君。

（6番　田代哲郎君　登壇）

○6番（田代哲郎君）　県単位化に国民健康保険がなったとき、新制度移行に伴い、市町村で本来集めるべき1人当たりの保険料、つまり保険税が一定の割合以上増加すると見込まれる場合、県繰入金によって激変緩和の措置を講じるということになっています。激変緩和措置の実施期間は、特例基金の設置期間となる平成30年度から令和5年度の6年間ということになっています。つまり、激変緩和措置は6年間であり、その後の財政支援はないということで、以後は保険税率を引き上げていくか、一般会計からの法定外繰入れを続けなければこのあれに対応していくことは難しいと思われます。

事業納付金というのは、一定の調整係数というのがありまして、医療費が高くなれば高くなるほど上がっていく仕組みに、この激変緩和措置がなければ医療費が上がれば上

がるほど上がっていく仕組みになっていくと思います。今回の引上げは、いわゆるそういう激変緩和措置の実施が令和5年で終わるということを見越して、そういうことに関して今のうちから引き上げておくということになるのか、かなり大幅な引上げですので、そのことについての答弁を求めます。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 住民課長、東浦君。

(住民課長 東浦功三君 登壇)

○住民課長(東浦功三君) 田代議員の御質疑にお答えいたします。

和歌山県が平成30年度から県内国保の財政を担うことになって、令和9年度から県内統一保険料という方針に基づいてやっております。その中で、特例基金については、おっしゃるとおり令和5年度までで措置が終わります。それにつきましても、それを見越して、今現在の状況では紀美野町の国民健康保険税の税率、それから税額というのは、県が示す標準保険税とは、その水準とはかなり低い状態になっております。それを標準保険税にできるだけ近づけていかなければならないというところで、令和9年度までそれを実現させるために、そして安定的な国保運営をしていくために今回こういった見直しをさせていただくことにしたわけでございます。

以上でございます。

(住民課長 東浦功三君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 6番、田代哲郎君。

○6番(田代哲郎君) 保険税を標準的な係数に近づけるためにということですが、一つは、いわゆる医療費との関係ですが、調整係数で和歌山県はアルファ額というのは1になってるんで、これはそのまま医療費を反映することになってます。当町の国民健康保険の医療費というのは県下でも高いほうだと思うんですが、そういうことが続いていけば、やはり事業納付金に反映されてくるというふうに考えますので、その点については、医療費を引き下げることができれば、医療費が高いのは高齢化もあるし、それと重症化と、それと最新医療を行うのでというので、今まで担当課の答弁でしたが、だからそういうふうに医療費が上がっていけば、やっぱり事業納付金も上げられてくると思います。その辺の兼ね合いについてはどのように考えておられるのかお願いします。

○議長(伊都堅仁君) 住民課長、東浦君。

○住民課長(東浦功三君) 田代議員の再質疑にお答えいたします。

議員おっしゃるとおりアルファ値を1で計算されておりますので、医療費が上がると事業納付金に直接影響してきます。ですので、医療費を下げていくことが納付金の減少にはつながっていくのですが、その中でやっぱり必要な医療というのはやっぱり受けていただかなければならないというところで、そういう考え方が第一にございます。ですが、その中で医療費を下げていく取組として積極的な保健事業、特定健診の受診勧奨であるとか、医療費の適正化、これは重複多剤の該当者の確認をして、そこに適正化を図る事業を4年度からしていく予定でございます。

また、それから、給付の適正化、これにつきましては柔整の受給者、受診状況の調査であるとか、あと第三者行為の求償に力を入れていくとか、そういうことを地道に取り組んでいくしかないのかなと、そういうことを取り組むことによって医療費を下げていくという考え方でしていこうと思っております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） 2点お伺いさせてください。一つは、この引上げで、例えば両親と子供2人の4人家族程度で両親と子供2人の4人家族ですか、そういうモデルケースでどれぐらいの引上げになるのか。これが第1点と。

それから、県単位化になるまでは、紀美野町は国保に法定外繰入れを毎年行ってきたわけです。それによって保険税を引き上げるのを抑えてきたわけですが、現時点でも法定外繰入れをしている市町村は県下ではないんですが、法的にはこれは違法とはなっていないので、将来法定外繰入れも視野に入れて考えることはできないのか、その点についてお聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 税務課長、坂君。

○税務課長（坂 昌美君） 私からは、モデルケース世帯の試算について御答弁させていただきます。

4人家族、40歳以上65歳未満の2名で子供が2人で、所得が200万円、固定資産税額が5万円のケースで申し上げますと、3年度と比較しまして1万9,090円の増額となっております。また、固定資産なしの場合で差額申し上げますと2万2,590円の増となっております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、東浦君。

○住民課長（東浦功三君） 田代議員の再々質疑の中で法定外繰入れについてお答えいたします。

法定外繰入れ自体は、和歌山県下でもうそれはしていかないというところで話を進めております。それは県下でも今法定外繰入れは解消されておると思います。

今後、突発的に納付金が上がるという場合については、県のほうでも県の繰入金の活用をされたり、あと、県における剰余金、前年の剰余金をそういった積立て等によって取り崩しをしながら、県がそういった突発的な上昇を抑える取り組みをしていただけるということをお願いしております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第8号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

6番、田代哲郎君。

（6番 田代哲郎君 登壇）

○6番（田代哲郎君） モデルケースで、説明によると4人家族の場合などに、いわゆる一般的な家族でもかなり引き上げられるということです。激変緩和措置が令和5年で終了するんで、その後のいわゆる事業納付金というのは引き上げられてくると思います。それは、医療費の水準が非常に高いので、それを下げるために保険利用ということで、特定健診の受診率を上げるとか、しかし、紀美野町の特定健診の受診率というのは、県下でもそんなに低いほうではないんです。それでもなかなか医療費を下げるというところまでは行かないということで、やはりこのまま引き上げていくと、医療費とともに、先ほど申しましたように、県の調整係数アルファは1ということになってますので、医療費が上がっていけばそれなりの納付金が課せられてくると思います。ですから、基本的には、先ほども申しましたが、いわゆる法定外繰入れとかを考えながら、そういう部分についてのね、前のいわゆる県単位化になる前の紀美野町が取ってきた、これは法的には違法ではないということになってますので、おそらく紀美野町がやらなくても、あらゆるいろんな市町村で全国的にはそういうことが出てくるだろうと思います。だから法定外繰入れも考えながらやっぱりやっていくべきだと思います。このような、非常

に一度に1万9,000円とか2万円とか引き上げられるような引上げ、将来にも起こるとしたら、やっぱりそういうことはやるべきではないと思いますので、この改正案には反対いたします。

以上です。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) ほかに反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長(伊都堅仁君) 起立多数です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第9号 紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(伊都堅仁君) 日程第8、議案第9号、紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第9号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君）　　これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9　議案第10号　紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
について

○議長（伊都堅仁君）　　日程第9、議案第10号、紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

○議長（伊都堅仁君）　　11番、美濃良和君。

（11番　美濃良和君　登壇）

○11番（美濃良和君）　　端的に申しますけれども、この改正によって消防団員が不利になるのかどうか、そういうことだけお聞かせいただきたいと思います。

（11番　美濃良和君　降壇）

○議長（伊都堅仁君）　　消防長、家本君。

（消防長　家本　宏君　登壇）

○消防長（家本　宏君）　　美濃良和議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

不利になるかどうかという点に関しましては、団員さん個々のいろんな思いがあると思われまので、一概に私から回答することを差し控えさせていただきますが、この改正の目的が、生活費に充てられるべき年金が返済に充てられ、利用者の困窮化を招くこと等があるといったようなことから改正に至ったというふうに聞いております。以上、それに関して個々にどういう御判断をされるかという点に関しましては答弁を差し控えさせていただきます。

以上答弁とさせていただきます。

（消防課長　家本　宏君　降壇）

○議長（伊都堅仁君）　　11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君）　　要するに、ここにあるように、差し押さえることはできないということですよね。補償年金である、基本的にはそういうことで生活費にとかい

うことにのみ回せるようにするという事でよろしいんですか。

○議長（伊都堅仁君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） 美濃良和議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

今まではこういった年金を受ける権利、こういったものを担保として小口借入れというのでできるという制度があったということです。だから、そういった制度があるがために、本来使われるべき年金、これを使われずして、一応逆に貧困化を招くような事態が出てきたといったようなことで、こういったことを一応担保として貸付けする制度、そのものを一応なくなりますよと。そういうことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第 10 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第 10 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 11 号 紀美野町上神野公園広場条例を廃止する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 10、議案第 11 号、紀美野町上神野公園広場条例を廃止する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

11 番、美濃良和君。

（11 番 美濃良和君 登壇）

○11 番（美濃良和君） この公園については、もともと地域から要望してこうい

う施設をつくっていただいたんだと思いますけれども、今後廃止した場合、後の跡地についてはどうなってくるのか。一つには管理、それから、地域としても、もう要らないということになってきた場合、町としてはどうなっていくのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長 (曲里充司君) 美濃議員の御質疑にお答えをさせていただきたいと思っています。

跡地利用ということですが、今回廃止をいただいた後は構造物の撤去というのを行う予定にしております。ですので、フェンスであったりとかというのは撤去するような形にはなります。なりますが、維持費については、草刈り代というのは引き続き維持の費用にはかかってくると考えております。今後、その部分をどのような形で活用するかというのは、現在のところ未定ということで申し上げたいと思います。

以上でございます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 1 1 番、美濃良和君。

○ 1 1 番 (美濃良和君) そうなるとまいりますと、今も次長さん言われましたけれども、草刈り等についてどこがやっていくのか。今までもボランティア団体がやっておったというふうに思うんですけれども、それはどうなってくるのかお聞かせいただきたいと思っています。

○議長 (伊都堅仁君) 教育次長、曲里君。

○教育次長 (曲里充司君) 美濃議員の御質疑にお答えをさせていただきたいと思っています。

草刈りにつきましては、今後施設につきましては、引き続きドクターヘリポートの発着場ということで、消防本部でも必要な草刈りを行うということで、現在調整はいたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第１１号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで討論を終わります。

これから議案第１１号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第１１号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１１　議案第１２号　辺地総合整備計画の変更について

○議長（伊都堅仁君）　　日程第１１、議案第１２号、辺地総合整備計画の変更について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第１２号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで討論を終わります。

これから議案第１２号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第１２号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議案第１３号　紀美野町道路線の変更について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１２、議案第１３号、紀美野町道路線の変更について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第１３号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第１３号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１３ 議案第１４号 監査委員の選任の同意について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１３、議案第１４号、監査委員の選任の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第１４号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第１４号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長（伊都堅仁君） 起立多数です。

したがって、議案第14号、監査委員選任の件は同意することに決定しました。

◎日程第14 議案第15号 固定資産評価員の選任の同意について

○議長（伊都堅仁君） 日程第14、議案第15号、固定資産評価員の選任の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第15号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長（伊都堅仁君） 起立多数です。

したがって、議案第15号、固定資産評価員の選任の件は同意することに決定しました。

◎日程第15 議案第16号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（伊都堅仁君） 日程第15、議案第16号、教育委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第16号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長(伊都堅仁君) 起立多数です。

したがって、議案第16号、教育委員会委員の任命の件は同意することに決定しました。

◎日程第16 議案第33号 物品購入契約の締結について

○議長(伊都堅仁君) 日程第16、議案第33号、物品購入契約の締結について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) ちなみにこの議案参考資料でいただきまして、この予定価格が720万ということでございますけれども、契約金額は487万1,080円となっておりますよね。これについて、落札率については60.83%ということでございますけれども、こういうふうな低い金額になったことについての説明というんですか、その辺のところはどのようにおさえておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長(家本 宏君) 美濃良和議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

このような落札率になった理由というのは、わざわざ確認等いたしておりませんが、企業努力によるものというふうに理解をしてございます。

以上、答弁させていただきます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) そういうふうに企業努力と言われればそうなんか知りませんけども、余りに低いことになってくると予定価格が正しかったのかというふうなことも考えられることも起こってこないかというふうに思いますけれども、その辺については、予定価格は正しかったということであるわけですか。要するに、落札は企業努力に、かなり企業努力はされたと、そういうふうなことでよろしいですか。

○議長 (伊都堅仁君) 消防長、家本君。

○消防長 (家本 宏君) 議員おっしゃるとおりの理解をいたしてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第33号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 選挙第1号 選挙管理委員の選挙について

○議長 (伊都堅仁君) 日程第17、選挙第1号、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、紀美野町小畑 2 2 2 番地 1 3、吉田元重君、紀美野町安井 1 7 1 番地 1、岡 省三君、紀美野町大角 5 4 8 番地、中西 望君、紀美野町松瀬 2 7 1 番地 潰崎峰和君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました諸君が選挙管理委員に当選されました。

◎日程第 1 8 選挙第 2 号 選挙管理委員補充員の選挙について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 1 8、選挙第 2 号、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員補充員には、紀美野町三尾川326番地、下垣内知広君、紀美野町小畑834番地30、西山修平君、紀美野町動木255番地1、寺中茂夫君、紀美野町田57番地3、中谷昌史君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました諸君が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順位についてお諮りします。

補充の順位は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序に決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日10日から14日までの5日間、議案精読のため休会し、3月15日午前9時から会議を開きたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

散 会

○議長(伊都堅仁君) 本日はこれをもって散会いたします。

(午前10時08分)